

平成28年10月7日

議会改革推進会議委員 各位

議会改革推進会議
委員長 川田 裕

協議事項「本会議での質問方法」について（照会）

9月7日・28日の議会改革推進会議で「本会議での質問方法」について協議いただきましたが、「質問方式」については、

「一括質問方式、分割質問方式、一問一答方式の中から質問者の選択とする。」
ことで概ね了解をいただいたと考えています。

続いて、会派でご検討いただきたい項目を下記のとおりまとめましたので、その結果を別紙により10月21日(金)までに議会事務局議事課へ提出をお願いします。

記

①具体的な運用方法について

現行は、奈良県会議規則により「質問」は登壇して行い、「再質問」は簡易な事項として議席で行っています。

一問一答方式を導入した場合も、会議規則の「質問は登壇して行う」ことを遵守して以下の1案を説明しましたが、現行どおり「再質問は議席から行えばよい」との意見がありましたので2案を作成しました。どちらの案を採用すべきかご意見をお願いします。

(この2案以外の案でも結構です。)

(参考) 奈良県会議規則

第四十二条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

1案 質問はすべて会議規則どおり登壇して行うが登壇に要する時間を減らすために、「議席側にも演壇（質問者席）を新設」する。

(具体的な運用方法)

一問一答方式は、第1問の質問を登壇して行い、答弁は質問者席で聴取し、再質問も質問者席で行う。第2問以降は質問者席から質問・再質問を行う。

一括方式は質問は登壇して行い、答弁の聴取と再質問は質問者席で行う。

この方法では、議席での再質問はなくなる。

2案 会議規則を改正し、議席で再質問だけでなく「質問も行える」こととする。

(具体的な運用方法)

一問一答方式は、第1問の質問は登壇して行い、答弁は議席で聴取し、再質問も議席で行う。第2問以降は議席から質問・再質問を行う。

一括方式は現行どおり、質問は登壇して行い、答弁の聴取と再質問は議席で行う。

※ 2案を採用された場合も、参考までに1案を採用した場合を想定して以下の項目にお答えください。

②議席側演壇（質問者席）の設置について

質問者席を設置している他府県議会を参考にすると、おおよそ4案（資料4）が考えられます。

委員長としては、議席をそのまま質問者席への転用が可能な第3案が最適と考えますが、ご意見をお願いします。

なお、質問者席の形や高さは、質問者席の設置決定後に協議する予定です。

③大型モニターの設置について

質問者席で資料を提示した場合は議員や傍聴者には見えないので、議場に大型モニターが必要ではないかとの意見がありました。

大型モニター設置についてご意見をお願いします。

④質問・答弁時間の検討について

一問一答方式は答弁時間が長くなる（現在まで再三にわたる注意を行ったが答弁時間が長い）傾向にあり、一方ではテレビ放映時間の制限もありますので、質問・答弁時間の見直しも併せて必要との意見がありました。

一問・一答方式を導入する場合は、質問・答弁時間の検討も行うかどうかについてご意見をお願いします。

⑤本会議での質問のあり方について

本会議と委員会での、「質問のあり方」について議論すべきであるとの意見がありました。

一問・一答方式を導入する場合は、「質問のあり方」についても議論を行うかどうかについてご意見をお願いします。

⑥その他

「本会議での質問方法」に関して上記以外で検討が必要な事項があれば、ご意見をお願いします。

(別紙)

協議事項「本会議での質問方法」について (回答)

(会派名) _____

(委員名) _____

①具体的な運用方法について

(回答欄)

②議席側演壇（質問者席）の設置について

(回答欄)

③大型モニターの設置について

(回答欄)

④質問・答弁時間の検討について

(回答欄)

⑤本会議での質問のあり方について

(回答欄)

⑥その他

(回答欄)